通信品質検討アドホックグループ 報告概要

提案方式の品質基準への適合性に関する技術的な評価

- ・SBTMの提案方式(アナログ電話への切替措置等、以下「提案方式」)では、同社の測定データに基づき判断する限り、現時点では、 安定品質(「アナログ電話と同等の安定性」)以外の品質基準を概ね満足。
- 一方、1)電話の品質がデータ通信トラヒックの影響を受ける可能性が否定できないこと、2)NGNのIPv6インターネット接続における今後のトラヒック増や設備増強の対応方針が不明であるため、将来にわたり品質基準を満足するか現時点では判断できないこと等から、安定品質を満足しているとは言いきれない。
- ・ふくそう等により突発的に品質基準を満足しないおそれがある場合の迂回ルーティングについては、発信・着信時に迅速に動作するか を実際に試験システムで検証することが必要、通信品質のトレンド監視に基づくドライカッパを利用したアナログ電話等への切替えにつ いても、トラヒックの変動の程度や傾向性が分からないので、品質基準を満たさなくなる前に切り替えられるかを実際に検証することが 必要。

政策的な背景 (ユーザニーズ等)

- ・総務省の固定電話の通話品質に関する利用者意識調査でも、品質が下がることに関して、無条件に、あるいは料金が安くなれば許容できるという意見が合計6割超。
- NGNでは音声の優先制御機能がアン バンドルされていないことも要因と なり、NTT東西以外の事業者は NGN上では同機能を使ったOAB~J IP電話のサービスを提供できない。

対応方針の判断の背景

- ①技術基準制度の基本は、設備の技術基準への適合を電気通信事業者が自己確認するものであり、総務大臣は適合していないと認めるときは事業者に対して設備の修理若しくは改造を命じ、又はその使用を制限できるもの(技術基準適合命令権限)
- ②SBTMは、NGNの優先制御機能がアンバンドルされていない中で、定期的・発呼時の 品質監視を行い、突発的なふくそうの際の発着信の迂回ルーティング、慢性的なふくそ うの際のアナログ電話への迅速な切替えという、音声の優先制御機能が利用できない他 事業者が現在講じうる限りの措置を実施し、ふくそう時にも通信品質を確保するとして いるもの
- ③さらに、ヒアリングでも「トレンド監視において、初期は閾値を高く設定して運用を始め、PSTNも早めに引いていくことで逆に経験値を上げて、必ず法の中に入るように運用を開始したい」と自ら事業者としての責任において将来的にも法令の通信品質を確保すると説明しているところ

対応方針

- ・上記のように、提案方式が技術基準(特に安定品質)に適合していると結論づけられないが、上記の背景を踏まえて、特別な理由により技術基準への適合が困難な場合の特例措置(事業用電気通信設備規則第54条に基づく承認)の制度を活用してサービス提供を認めることを検討することが適当である。具体的には、1)安定品質以外の技術基準への適合、2)定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提として、実施期間及び実施条件を限定(別添参照)した上でOAB~J番号の使用を認めることが適当であると考えられる。その場合、将来、NGNのトラヒック増等により、品質基準に適合しなくなったと認められるときは、特例措置の適用を受けなくなったものとして是正を求めることが必要である(例えば、パケット損失等の技術基準を満たすことができないときは技術基準適合命令を発することとなる。)。
- また、提案方式はその実施に相応のコストがかかること、今後、光ファイバへのマイグレが進む中でふくそう時の最終手段としていっまでもドライカッパに依存することは適切でないことから、競争事業者がNGNにおいてアンバンドルされた音声の優先制御機能等を適切に利用できるよう、引き続き必要な取組を行うことが適当である。

特例措置の実施期間及び実施条件の案

実施期間

- 特例措置の期間は1年間、期間満了時に改めてその必要性を見極めた上で延長も可。 例えば、音声の優先制御機能等のアンバンドルが実現し、当該機能を利用する場合は、特例措置は不要。
- 安定品質以外の現行の品質基準、又は安定品質に関する下記の実施条件を満たさなくなった場合は、その時点で特例措置の適用を受けなくなるもの。

実施条件

- サービス提供開始前に、関係事業者の協力も適宜得つつ、トライアルと検証を実施。突発的ふくそう時の迂回ルーティングが発着信共に動作するかどうか、迂回時にも緊急通報に係る位置情報の通知が正しく行われるか等、サービスが適切に行えることを確認、結果の情報開示。
- 急激な品質低下等に迅速に対応できるよう、規模や地域を考慮して段階的にサービスを開始。
- <u>品質測定及び分析の結果を総務省に定期的及び要求に応じて報告</u>(測定項目、測定頻度及び測定ポイントは要検討)、 HP上等での一般への情報開示、<u>関連データを一定期間保存</u>(保存期間は要検討)。
- 短時間毎及び発呼時等に各ユーザの通信品質の常時監視を行い、安定品質以外の現行の品質基準を満たすよう、 以下の措置を講じること。
 - ・バックアップ用専用線への適切な数のUNIのPOIを設置し、ふくそう等により突発的に品質基準を満足しないおそれがある場合は、発着信ともにUNI経由の迂回ルートへの迅速な切替え。
 - ・ふくそう等により慢性的に品質基準を満足しなくなるおそれがある場合は、その前にドライカッパを利用したアナログ電話等(ダークファイバ等を利用した同等サービスを含む。)への迅速な切替え、ネットワークの通信品質が改善するまで本サービスの当該エリアでの新規販売停止。
- ユーザへの分かりやすい説明による周知の徹底(重要事項説明等)。
 - 【例】
 - 本サービスは加入電話と異なり、ふくそう時は通話(緊急通報を含む)の音声品質の劣化等が発生する可能性があること。
 - ・<u>ふくそう等により突発的に品質基準を満足しないおそれがある場合は迂回ルーティング、ふくそう等により慢性的に品質基準を満足しなくなるおそれがある場合にはドライカッパを利用したアナログ電話等(ダークファイバ等を利用した同等サービスを含む。)への切替えが発生</u>すること。<u>いずれの場合もユーザに対し不利益とならない条件で提供すること。</u>
 - <u>品質を確保できない対象</u> (例えば、一定条件下でのVDSLの集合住宅等)、及び<u>加入契約前の品質測定の結果、最初から</u> 品質基準を満たしていない場合はサービスを利用できないこと。
- 呼出音の前に識別音を挿入する等の措置を検討し、その検討結果を反映すること。